

## 木古内町特別養護老人ホームいさりび運営規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、木古内町病院事業の設置に関する条例（昭和43年4月1日条例第6号）第2条第2項に規定する、木古内町特別養護老人ホームいさりび（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供にあたり、施設の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等に、施設サービスを提供することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第3条 施設は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努める。

2 施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
施設長	1名	施設職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
医師	1名（兼勤）	利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
生活相談員	1名	利用者の日常生活上の相談に当たる。
看護職員	3名以上	利用者の健康保持のための適切な措置をとる。

(看護師、准看護師)		
介護職員 (介護士、介護員)	30名以上	利用者に対し、施設サービス計画に基づいて日常生活が自立した生活を送れるよう支援し、居宅復帰できるよう努める。
機能訓練指導員	1名(兼務)	利用者の日常生活上の機能訓練を行う能力者で、生活機能の改善、維持を行う。
介護支援専門員	1名	施設サービス計画の作成等。
栄養士	1名	利用者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び調理指導を行う。
事務員	2名	会計、庶務等の事務処理を行う。
その他職員	8名	施設内外の整備を行う。

(利用者の定員)

第5条 施設の利用定員は、80名とする。

ユニット数は8ユニットで、ユニットごとの入所定員は10名とする。

(利用者に対する施設サービスの内容)

第6条 施設サービス計画の作成

- イ. 施設長は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- ロ. 介護支援専門員は、利用者の心身能力と環境等を評価して、利用者が現に抱える課題を明らかにして、日常生活を自立して営むことができるよう実態の把握をする。
- ハ. 施設サービス計画は、利用者、家族の希望、サービスを提供する職員との協議を得て、サービスの目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ原案を作成する。
- ニ. 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、施設サービス計画の原案を説明し同意を得なければならない。
- ホ. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、サービスの実施状況の把握のため、サービス提供職員との連絡を継続的に行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

2 施設サービスの方針

- イ. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
- ロ. 利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に努める。
- ハ. 施設サービスは画一化ではなく、個別化するようにする。
- ニ. サービス提供職員は、常に本人、家族が理解されるよう説明と了解を得る

ように努める。

ホ. 利用者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行わない。

ヘ. 施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

### 3 介護サービスの内容

イ. 1週間に2回以上の入浴、清拭を行い、排泄には適切な見守り、一部介助、全面支援等を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

#### ロ. 食 事

利用者には、1日3回給食するものとする。給食はできるだけ変化にとみ、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理に当たっては利用者の嗜好を十分に考慮し栄養価の損失をさけ、消化及び吸収の実をあげるように努める。

#### ハ. 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

#### ニ. 機能訓練

施設は、常に利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

#### ホ. 相談及び援助

施設は、常に心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談や助言を行うとともに、必要な援助を行う。

#### ヘ. 社会生活上の便宜の提供

施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。また、日常生活上必要な行政機関における諸手続等について利用者及びその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意の下でその代行事務等を行う。

施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

### (利用料及びその他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

(1) 食費

	通常	介護保険負担限度額認定証 に記載されている額			
食事の 提供に 要する 費用	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
	1,445円/ 日	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/ 日

(2) 居住費

	通常	介護保険負担限度額認定証 に記載されている額			
居住に 要する 費用	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
	2,066円/ 日	880円/日	880円/日	1,370円/ 日	1,370円/ 円

(3) 前各号に掲げるもののほか、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払を受ける。

- 3 施設は、前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。

2 入所判定

入所は、別に定める入所判定委員会において決定する。

(退所)

第9条 次の場合は、退所とする。

- イ. 利用者が退所を申し出た場合。
- ロ. 利用者が死亡したとき。
- ハ. 利用者が入院し、概ね3カ月以内に退院ができない者。
- ニ. 利用者が入院加療や継続的治療が必要な者で、施設サービスの提供が困難であるとき。

- ホ. 利用者が居宅において日常生活を営むことが可能になった場合。
- へ. 正当な理由なしにサービスの利用を拒否し、要介護状態の程度が増進すると認められる者。
- ト. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けようとしたとき。
- チ. 利用負担金を概ね2カ月以上滞納した者。

## 2 退所の措置

利用者が退所した場合は、家族の同意を得て退所先の介護支援専門員との連携、病院の関係者、さらに関係市町村に延滞なく意見を付してその旨を通知する。

### (施設利用に当たっての留意事項)

第10条 施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

#### イ. 外出及び外泊

利用者が、外出又は外泊しようとするときはその都度、外出、外泊先、用件、帰着する予定時を施設長に届け出て、その承認を得なければならない。

#### ロ. 面 会

面会時間は、午前9時から午後8時までとする。

#### ハ. 健康保持

利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを拒否してはならない。

#### ニ. 身上変更届

利用者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに施設職員に届け出なければならない。

#### ホ. 施設内禁止行為

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんかや口論、泥酔又はテレビなどの音を異常に大きく出して静穏を乱すなど、他利用者等への迷惑を及ぼすこと。
- (3) 故意に施設若しくは物品に障害を与え又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (4) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (5) 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (6) 無断で備品の位置又は形状を変えること。

### (緊急時等における対応方法)

第11条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する者とする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(苦情の処理)

第13条 施設は、利用者等からの苦情を迅速かつ適切に解決するため、苦情申出窓口を設け、担当者を配置し事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、利用者等の個人情報を適正に取扱い、かつ個人の権利利益を保護するため個人情報利用目的を定め、全ての職員にこれを遵守させる。

(損害賠償)

第15条 施設は、サービス提供をし事故が発生した場合には、損害賠償を行う。また、利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、現状復帰又は損害を賠償しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(職員の勤務条件)

第17条 施設の職員の就業に関する事項は、別に定める木古内町病院事業就業規程による。

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第19条 施設は、運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応について、施設内に掲示する。

(秘守義務)

第20条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその他家族の秘密を厳守する。

2 施設は施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

(その他の事項)

第21条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設ける。

3 この規程に定めているもののほか、施設運営管理に関して必要な事項は、木古内町病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。